

## 調布市創業チャレンジ支援事業募集要項（令和5年度）

調布市では、市内にある空き店舗等を活用して創業しようとする方、または創業して間もない方に対して、その空き店舗等の賃借料の一部を補助します。募集後、審査会を開き、市内の活性化と地域への貢献の観点から、事業内容や収支計画等を総合的に審査し、補助対象者を決定します。

### 1 補助対象

#### 補助対象者

次の(1)または(2)に該当するもの。ただし、公序良俗に反するもの、暴力団及び暴力団関係者が行うもの、特定宗教、政治団体の利益に帰するものは対象外。

#### (1) 創業しようとする方

- ア 空き店舗等の賃貸借契約が令和4年11月22日(火)以降であるもの
- イ 令和5年4月1日(土)までに空き店舗等で開業できるもの
- ウ 開業時までに調布市内に住所を有することができるもの

#### (2) 創業して間もない方

- ア 令和5年4月1日(土)現在、創業後3年未満の個人事業主または法人
- イ 空き店舗等の賃貸借契約が令和2年4月1日(水)以降であるもの
- ウ 令和5年4月1日(土)までに空き店舗等で開業できるもの
- エ 開業時までに調布市内住所を有することができるもの
- オ 転業、2店舗目以降でないもの

#### 補助対象事業

次の全てを満たすもの。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける業種およびフランチャイズは対象外。

- (1) 従業員5人以下の小規模事業
- (2) 週4日以上営業

#### 補助対象空き店舗等

調布市内において事業の用に供されていない店舗、事業所等の賃借物件。ただし、所有者・管理者が親族でないものに限る。

### 2 補助内容

#### 補助対象額

空き店舗等の賃借料の2分の1以内(月額5万円を限度として、12回以内)

**3 申込書配布期間** 令和4年11月22日(火)～令和5年1月31日(火)

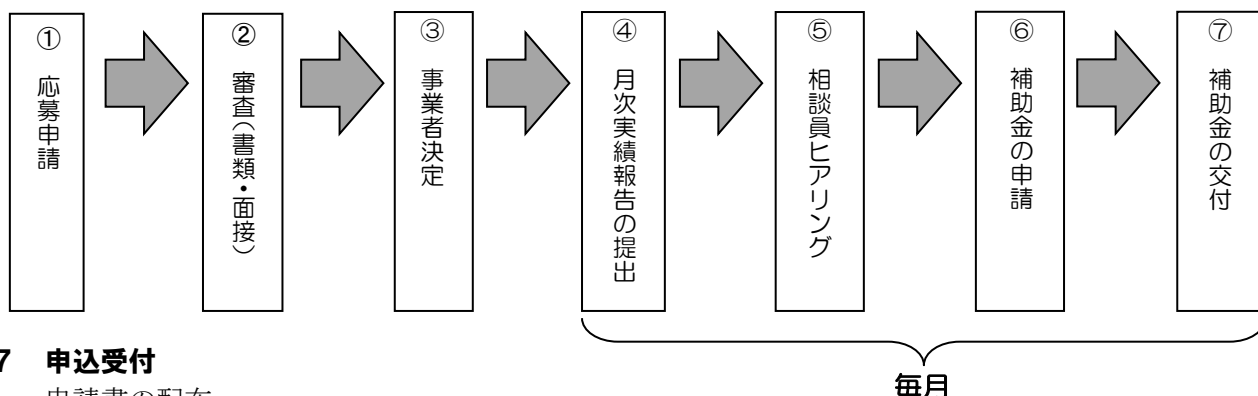
**4 補助期間** 令和5年4月～令和6年3月

### 5 審査方法

書類審査による一次審査と面接による二次審査を行います。(審査日等は別途通知)

**※本事業は、令和5年度調布市一般会計予算が成立されることを条件に実施するものです。**

## 6 事業の流れ



## 7 申込受付

申請書の配布

令和4年11月22日(火)から、下記受付場所及び、市役所8階産業振興課にて配布します。また、産業労働支援センターホームページからダウンロードすることもできます。

受付期間

令和4年11月22日(火)～令和5年1月31日(火)

※午前8時30分～午後5時15分(土日祝日及び休館日を除く)

受付場所

調布市市民プラザあくろす 産業労働支援センター

〒182-0022 調布市国領町2-5-15 コクティ-3階(国領駅徒歩1分)

申込方法

あらかじめ提出日時をご予約のうえ、申請書に必要書類を添付して、上記の受付場所まで直接ご持参ください。

※申込みに提出した書類・資料は返却いたしません。

申請書類

	法人の場合	個人の場合
(1)	調布市創業チャレンジ支援事業補助金交付順位決定申請書	
(2)	事業計画書兼収支予算書	
(3)	登記事項証明書(履歴事項証明書)のコピー および代表者の住民票のコピー	住民票のコピー
(4)	法人の市区町村民税に滞納がないことの証明書のコピー ※法人設立間もないため、当該書類がない場合、代表者の右記の書類を提出。	市区町村民税に滞納がないことの証明書のコピー
(5)	直近の貸借対照表・損益計算書・附属明細書のコピー ※法人設立間もないため、当該書類がない場合、代表者の右記の書類を提出。	直近の確定申告書または、住民税所得証明書または、源泉徴収票のコピー
(6)		税務署へ提出した開業届出書のコピー ※すでに創業している方のみ
(7)	賃貸借契約書のコピー ※すでに創業して、店舗等賃貸借している方のみ	
(8)	その他創業に必要な資格や許可証のコピー	

注意: 証明書は発行から3ヶ月以内のものを提出してください。

▶お問い合わせ先◀

調布市産業労働支援センター

〒182-0022

調布市国領町2-5-15

コクティ-3F

TEL: 042 (443) 1217

FAX: 042 (443) 1218

E-mail: industry@chofu-across.jp